

# 国指定史跡 大給城跡など 松平氏遺跡を巡る 日帰りバスツアー

学芸員が同行  
じっくり解説付



## ●大給城跡（おぎゅうじょうあと）

テレビ番組では、日本最強の城として紹介されたこともあり、1400年代から1500年代後半にかけて、武田氏の侵攻や、小牧長久手の戦いでの軍事的に重要な役割を果たした大規模な山城と言われています。徳川家康の関東移封に伴い、天正18年（1590年）に廃城になったとされる大給城は、比較的よく保存されており、天守閣や高い石垣が普及する以前の日本の城の姿を知ることができます。

## ★ツアーのポイント★

### ① 大給城跡の測量調査に携わる

「豊田市役所文化財課の学芸員」がご案内！

### ② 古い文献資料と測量調査で見えてきた現状の大給城をじっくり解説！

### ③ 地域特産品を盛り込んだ昼食や、地元名物のお饅頭、御城印のお土産付！

### ④ 徳川家康の始祖“松平氏”の国指定史跡も巡る！



## ●松平東照宮

徳川家康と松平氏の始祖・松平親氏を祀る神社。天井に施された108枚の漆絵は、観る者を魅了する壮麗さです。境内には家康公が産湯として用いたと言われる「産湯の井戸」や、家康像などゆかりの品が収められている「松平郷館」があります。



## ●高月院

寛立上人が在原信重の援護を受けて、1367年に建立。1377年、親氏が本尊阿弥陀仏をはじめ堂・塔のすべてを寄進し、高月院になりました。現在の山門や本堂は1641年に徳川家光によって建立されたもの。境内には、松平家墓所があり、松平親氏、泰親、親忠夫人の墓が並んでいます。



## ●松平城跡

松平親氏によって築かれた城。城には、本丸と二の丸があったと言われ、山腹には山を包む様に約400mの空堀の跡が残っています。日頃は松平郷の居館にすみ、いざ戦いとなるとこの城にたてこもったと言われています。親氏が信光とともに若津城へ移ってからは信広の居城になりました。

## ■旅行条件

旅行代金	お1人様 <b>7,000円</b> (おとな・こども同額)
含まれるもの	バス、昼食、入場料、御城印
食事条件	昼食1回
最少催行人員	2名(募集人員20名)
添乗員	スタッフが同行します
貸切バス会社	西三交通、KRB、オーワのいずれか
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご案内するコースの一部(大給城跡、松平城跡)では、傾斜がきつく、舗装されていないルートも含まれております。履きなれた運動靴、あるいはハイキングシューズをおすすめします。</li> <li>・小雨の場合は開催を予定しております。雨具(レインウェア)をご持参ください。</li> <li>・天候、交通等の事情により、発着時間は前後する場合があります。</li> </ul>

## ■申込方法

申込方法	ツーリズムとよたの会員制WEBサービス「いこまいるとよた」より先着受付	
いこまいるとよた未登録の方	右記二次元コードより、会員規約、プライバシーポリシーに同意の上、ご登録ください。登録後、上記「申込方法」へ進んで下さい。	
お支払方法	旅行代金を銀行振込にてお支払いとなります。お申込み受付後に振込先をEメールにてご連絡します。	

2025年3月8日(土) 日帰りツアー行程	
豊田市駅前	【8:45集合/9:00出発】 ----  ----
○大給城跡 (約90分)	----  ----
昼食 (約60分)	----  ----
○松平城跡 (約90分)	----  ----
●松平東照宮・天井画拝観 (約30分)	----  ----
○高月院 (約30分)	----  ----
豊田市駅前	【17:00帰着】

※アイコンの説明

入場観光：● 下車観光：○ バス移動： 徒歩移動：

翌日(3月9日)には講演会もあります!

### 服部英雄氏(九州大学名誉教授)による講演会「松平氏遺跡大給城跡の歴史的価値」

- ・日時 2025年3月9日(日) 13:30~15:00
- ・参加費 無料(講演会のみ)
- ・場所 豊田市博物館セミナールーム  
〒471-0034 愛知県豊田市小坂本町5丁目80
- ・主催 豊田市  
(松平支所・文化財課・商業観光課)

※講演会は、ツアー翌日の開催となります。

※講演会の聴講をご希望の場合は、お申込み先が、ツアー申込とは異なります、ご注意ください。

## 国内募集型企画旅行条件書(要約) お申込の際には必ず旅行条件書(全文)の内容をご確認の上お申込ください。

この旅行は一般社団法人ツーリズムとよた(愛知県知事登録旅行業第2-1438号。以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、ご旅行条件書(全文)は予約システム画面に掲示しますので、お客様はこれをお申込み時に必ず確認するものとします。お客様は、当社がこの方法により契約内容を通知することに同意するものとします。また出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面をご確認ください。当社約款をご希望の方は当社にご請求ください。

### 1.旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) 当社指定サイトからお申し込みください。  
インターネットなどの通信手段によるご予約の場合、当社が予約を受託した翌日から起算して3日以内に申込金のお支払いをいただきます。お申込金は、旅行代金・取消料の一部に充当します。  
申込金お一人様：7,000円
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

### 2.確定書面(最終日程表)の交付

当契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び、表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面の交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日7日以内の申込の場合は旅行当日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます)をお渡し致します。

### 3.お申込み条件

- (1) 18歳未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、その他特別な配慮を必要とされるお客様は、その旨お申し出下さい。当社は可能な限りこれに応じますが、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。

### 4.旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって14日目に当たる日より前(もしくは当社が指定する期日までに)にお支払ください。

### 5.取消料(日帰り旅行用)

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、下記に記載されている金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日からさかのぼって	
1.11日目に当たる以前の解除	無料
2.10日目に当たる以前の解除(3-6を除く)	旅行代金の20%
3.7日目に当たる以前の解除(4-6を除く)	旅行代金の30%
4.旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5.当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
6.旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

### 6.旅行代金に含まれるもの

- (1) 各旅行日程およびご案内に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費・食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付け。
- (2) バンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの。
- (3) これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

### 7.旅行代金に含まれないもの

上記「旅行代金に含まれるもの」以外のものは含まれませんが、その一部を以下に例示します。

- (1) 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)。
- (2) 空港施設使用料等(バンフレット等に明示した場合を除きます)。
- (3) クレジット代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (4) ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金。
- (5) 運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)。
- (6) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

### 8.最少催行人員

各コースに明記します。最少催行人員に満たない場合は、旅行の変更及び中止をさせていただきます。その場合は、日帰りコースは4日前、宿泊コースは14日前までにご連絡申し上げます。

### 9.特別補償

当社は、当社又は当社が手配を行なった者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

・死亡補償金:1,500万円・入院見舞金:2~20万円・通院見舞金:1~5万円  
・携行品損害補償金:お客様1名につき~15万円  
(但し、補償対象品1個又は1対あたり10万円を限度とします。)

### 10.国内旅行保険への加入について

旅行先において、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。

### 11.事故等のお申し出について

旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込個所にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

### 12.個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店等のお客様のお買い物の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたバンフレット及び最終旅程表に記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、官公署、土産品店に対し、お申込み時にいただいた個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。
- (2) 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報、お客様に疾病等があった場合に連絡先の方へ連絡の必要がある当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。個人情報の取扱いについては、ご旅行条件書(全文)の「個人情報の取扱い」をご参照ください。

### 13.その他

ツアーの履行中止に関わらず、金融機関が収受する振込手数料はお客様のご負担となりますのでご了承ください。

### 14.旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2025年1月15日を基準としています。又、旅行代金は2025年1月15日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

**一般社団法人ツーリズムとよた**  
愛知県知事登録旅行業第2-1438号 全国旅行業協会会員  
愛知県豊田市小坂本町1-25 総合旅行業務取扱管理者 齋藤 靖  
総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関してご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。

**企画協力** 豊田市(文化財課、松平支所)、松平観光協会  
**一般社団法人ツーリズムとよた(営業時間 8:30~17:15)**  
TEL 0565-85-7777 FAX 0565-85-7700